

避難確保計画の作成及び訓練に関するQ&A

計画の作成について

Q	計画作成の対象となる施設は
A	対象となる施設は、浸水想定区域内又は土砂災が警戒区域内に所在し、「坂戸市地域防災計画」に定められている要配慮者利用施設です。 対象施設の一覧は、市ホームページでご確認ください。
Q	要配慮者利用施設とは
A	社会福祉施設、学校、医療施設など、主に防災上の配慮(避難に時間がかかる、支援が必要等)を要する人が利用する施設です。
Q	なぜ計画を作成しなければならないのか
A	水防法第15条の3第1項により、坂戸市地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設においては避難確保計画の作成が義務付けられています。 また、近年頻発化・激甚化する災害に対し、利用者の逃げ遅れによる死傷者が発生している事例が多数報告されています。施設利用者の安全を確保するためにも避難確保計画の作成が必要となります。
Q	計画の作成は施設の管理者、所有者のどちらが行うべきか
A	水害時に施設の危機管理において、適切な対応ができるよう、基本的には管理者が作成を行うことが望ましいです。
Q	一つの建物に複数の施設が存在する場合、それぞれの施設が計画を作成する必要があるのか
A	基本的にはそれぞれの施設において作成する必要があります。 ただし、一つの事業者が運営し、複数施設をまとめて作成することや、各施設の管理者が合同して作成することも可能です。 その場合、施設職員の役割・体制、利用者の特性、水害リスクの違い、避難誘導、指揮系統などに注意して作成してください。
Q	自衛水防組織の管理権限者・統括管理者とは
A	管理権限者は施設の管理者又は所有者のことで、統括管理者は管理権限者が定めた人です。 自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう指揮、命令、監督等の権限を有します。
Q	既に作成している「消防計画」や「非常災害対策計画」に必要な事項を追記することで計画作成に代えることはできるか
A	既存のマニュアル等がある場合は、避難確保計画に記載すべき内容が含まれているか確認し、不足する場合は追記し、計画作成に代えることができます。 避難確保計画に記載する事項は水防法施行規則第16条に定められています。 1. 施設における水害時の防災体制に関すること 2. 水害時における施設利用者の避難誘導に関すること 3. 水害時における避難の確保を図るための施設の整備に関すること 4. 防災教育及び訓練に関する事項 5. 自衛水防組織を置く場合、その業務に関する事項 6. 水害時の円滑かつ迅速な非難の確保を図るために必要な事項

避難確保計画の作成及び訓練に関するQ&A

Q	施設において、風水害を対象とした危機管理マニュアル等を作成済みの場合でも、別途作成が必要か
A	既存のマニュアル等がある場合は、避難確保計画に記載すべき内容が含まれているか確認し、不足する場合は追記し、計画作成に代えることができます。 避難確保計画に記載する事項は水防法施行規則第16条に定められています。 1. 施設における水害時の防災体制に関すること 2. 水害時における施設利用者の避難誘導に関すること 3. 水害時における避難の確保を図るための施設の整備に関すること 4. 防災教育及び訓練に関する事項 5. 自衛水防組織を置く場合、その業務に関する事項 6. 水害時の円滑かつ迅速な非難の確保を図るために必要な事項
Q	坂戸市のひな形以外の様式で提出することは可能か
A	避難確保計画の必要事項が記載されていれば、任意の様式でも問題ありません。
Q	提出した計画に変更が生じた場合はどうすればよいか
A	「避難確保計画作成(変更)報告書」に変更内容を記入し、変更した計画とともに市へご提出ください。 ※軽微な変更(施設利用者・職員数、情報収集手段の追加、備蓄や資機材の追加・更新等)の場合は再提出不要です。
Q	施設の管理者・所有者に変更があった場合、計画を再提出する必要があるか
A	「避難確保計画作成(変更)報告書」に変更内容を記載して提出してください。 計画内容を変更した場合は、上記報告書と併せて計画を再度提出してください。
Q	計画を作成した場合、どこに提出すればよいか
A	施設の所管課(こども支援課、保育課、高齢者福祉課、障害者福祉課、教育総務課、学校教育課、防災安全課)に提出してください。 詳細は市ホームページの「対象施設及び計画・訓練実施結果提出先一覧」をご確認ください。

避難訓練の実施について

Q	どのような訓練を行えばよいか
A	施設の特徴を勘案し、必要と思われる訓練を実施してください。 訓練の種類や実施方法については、市ホームページの「避難確保計画に基づく避難訓練の実施方法」をご確認ください。
Q	火災や地震に関する訓練は行っているが、別途水害に関する訓練も実施しなければならないのか。
A	水防法により、水害時の円滑かつ迅速な避難の確保のため、避難確保計画に基づく避難訓練の実施が義務化されています。 火災や地震を想定した訓練とは別で実施していただくことが望ましいですが、水害時を想定した訓練と共通する内容がある場合は、避難確保計画に基づいた避難訓練とすることができます。
Q	訓練は毎年実施しなければならないのか
A	年度ごとに1回以上実施してください。 なお、大雨や台風等が発生しやすい6月から10月までの期間に備えて実施してください。

避難確保計画の作成及び訓練に関するQ&A

Q	訓練を実施した場合、市に報告する必要があるのか
A	水防法により、訓練実施後の結果報告が義務付けられていますので、訓練実施と併せて報告書のご提出をお願いします。 提出先は、市ホームページの「対象施設及び計画・訓練実施結果提出先一覧」をご確認ください。
Q	訓練実施結果の報告はいつまでに提出すればよいか
A	期限はありませんが、年度ごとに1回以上の訓練実施及び結果報告をお願いしております。 また、訓練実施から概ね1か月以内にご提出ください。 なお、出水期(6月～10月)に備えられるよう訓練を実施してください。
Q	訓練を複数日で実施する場合は、実施毎に報告書を提出する必要があるのか
A	訓練を複数日で実施した場合は、まとめて提出することも可能です。